お金の教養マスタースクール　ベーシックコース　5.6回

保険と年金

オープニングワーク

保険制度と年金制度はなんのためにありますか？

■ ゴール

保険と年金を理解して、自分が必要な保険の選び方を知る。

無駄なお金を使わない。もらえるお金はしっかりともらう。

リスクを理解した上で対処法の選択肢を複数持つ。

オープニングワーク 1

保険の基礎 3

保険とは 3

保険の種類 5

ワーク　保険料をシミュレーションしてみよう 7

保険証券の読み方 10

健康保険制度 12

高額療養費制度 12

傷病手当金 13

保険の基礎まとめ 14

年金の基礎 15

公的年金制度とは 15

老齢基礎年金 16

老齢厚生年金 19

遺族年金 23

障害年金 25

私的年金制度とは 31

年金の基礎まとめ 32

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

ライフマネジメント 33

1.遺された家族の生活保障 家族が生活するために必要な金額は？ 33

2.入院や手術に対する補償　自分が働けなくたっときに必要な金額は？ 35

3.先進医療が必要な病気になって治療費がかかる 37

4.老後に必要な資金を用意する 38

ケース別の対応ポイント 38

今日のまとめ 39

ベーシックコースまとめ 39

ワーク　ベーシックコースで学んだことを生かして、どれくらいお金が残せそうですか？ 39

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

保険の基礎

保険とは

イギリスで災害時の助け合いのために生まれた。

リスクに対処する手段

リスクとは不確実性

まいにち、不確実にあふれている

■ **現金**

■ **知識（保険、年金、資産運用など）**

→保険はリスクに対処するための手段の1つでしかない。

生命保険の加入状況

イギリス　3割

アメリカ　5割

ドイツ　４割

日本　８割

日本人は、リスクを恐れやすい傾向にある。

日本人はリスクの対処法を保険以外に知らない傾向にある。

保険の特性

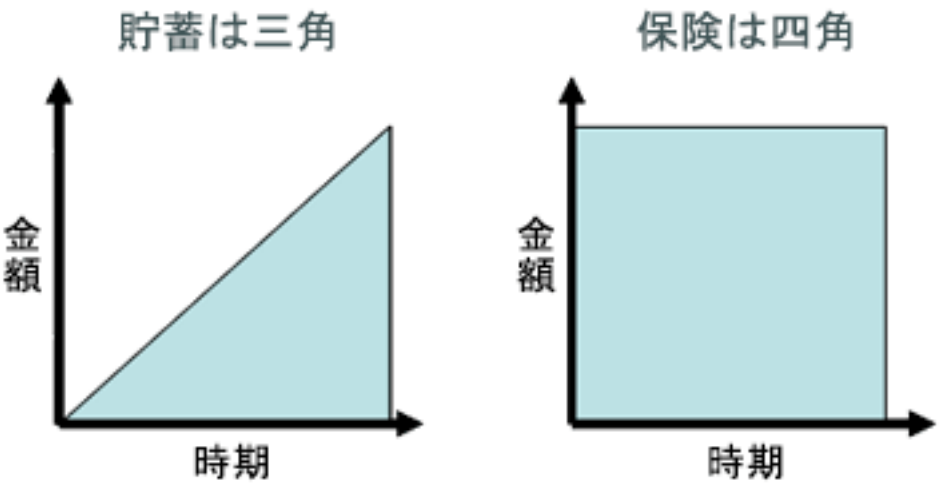

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

保険は高額商品

保険に使うお金はいくらですか？

→計算してみましょう

毎月支払額	年間支払額	保険期間	合計支払額
10000	120000	30	3600000

知識がない人ほど不安を多く感じて、大きな保障を好む

gnp ギリ　人情　プレゼント　1990年中盤にさまざまな保険が増えた

保険に関わる3つのお金

保険料　払うお金

保険金　受け取るお金。亡くなったら受け取るお金。

給付金　受け取るお金。入院時などになんども受け取るお金。

保険の仕組み

保険は資産運用の1つになる場合もあり、運用してお金を増やしている。

予定利率　保険の運用の利率　これによって保険料は変わる。

保険料は安い時期と高い時期がある。

景気がいいと予定利率は上がり、保険料は下がる

景気が悪いと予定利率は下がり、保険料は上がる

収益相等の原則

保険料と保険金＋保険会社のコストを釣り合う必要がある。

40歳男性　保険期間10年間　10年以内の死亡率0.3% 加入人数1000人　死亡保障2000万円

→計算してみよう。

加入人数（人）	死亡率(%)	死亡人数	必要保障金	一人当たり保険料（10年間）	一人当たり保険料（1年間）
1,000	0.3	3	¥60,000,000	¥60,000	¥6,000

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

保険料の内訳

保険の手数料は？

純保険料（原価にあたる部分）
付加保険料
（営業）保険料

年齢	内訳	保険期間 10年 保険金額 1,000万円	保険期間 10年 保険金額 3,000万円
20歳（男性）	純保険料	546円（59%）	1,638円（72%）
	付加保険料（手数料分）	374円（41%）	622円（28%）
	保険料（純保険料＋付加保険料）	920円（100%）	2,260円（100%）
30歳（男性）	純保険料	667円（62%）	2,000円（74%）
	付加保険料（手数料分）	401円（38%）	704円（26%）
	保険料（純保険料＋付加保険料）	1,068円（100%）	2,704円（100%）

参照）ライフネット生命定期死亡保険「かぞくへの保険」
https://www.lifenet-seimei.co.jp/about/detail/05.html

保険の種類

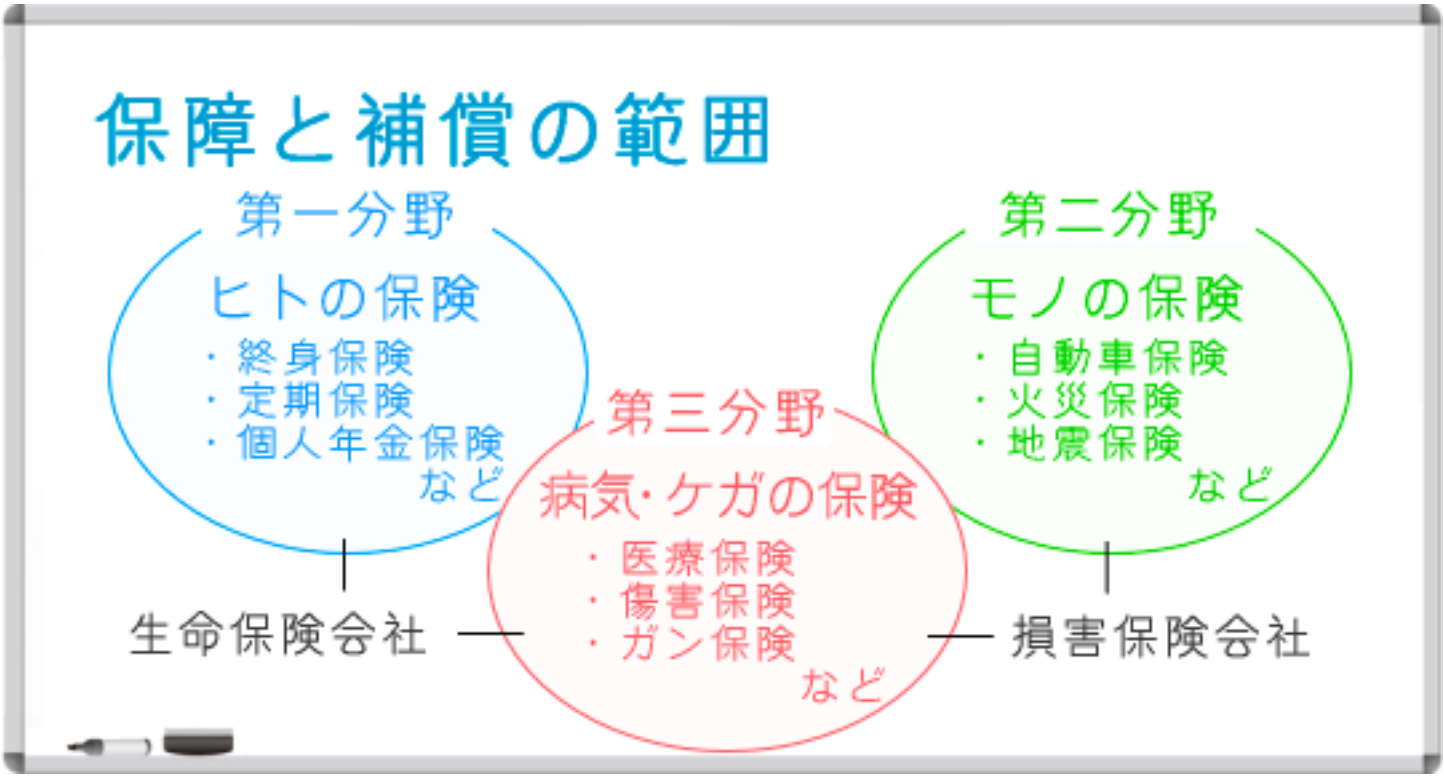

参照　生命保険の先生　https://xn--u9j295gf5a07for0dea4880d.com/base/shikumi/770.html

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

生命保険

保険者が死亡した時に死亡保証金が支払われる保険。

「終身保険」「定期保険」「収入保障保険」の３タイプの生命保険がある。

■ 終身保険

何才で亡くなったとしても死亡保障金が支払われるタイプの生命保険が終身保険

60才や65才の満期まで保険料を払い込めば、その後の解約で払い込んだ保険料以上の払い戻し金（解約返戻金）を受け取ることが可能。

・終身保険のメリット

→保険料が掛け捨てにならない

→満期になれば払った以上の金額が返ってくる貯蓄性

・終身保険のデメリット

→保険料が高く、死亡保障額を大きく設定しづらい

→満期になる前に解約すると元本割れして損をする

■ 定期保険

定期保険（定期死亡保険）は、10年や20年と保障期間を区切って死亡保障を掛け捨てで得るタイプの保険。

・定期保険のメリット

→短期保障で考えるなら保険料が安い

・定期保険のデメリット

→契約期間が終わると保障は一切無くなる

→保険料は掛け捨てなので戻ってこない

■ 収入保障保険

収入保障保険とは先に挙げた定期保険の一種で、こちらも保障期間が限定される掛け捨て型の死亡保障保険。

・収入保障保険のメリット

→長期保障で考えるなら保険料が最も安い

・収入保障保険のデメリット

→契約期間が終わると保障は一切無くなる

→保険料は掛け捨てなので戻ってこない

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

<終身保険、定期保険、収入保障保険のイメージ図>

参照）https://woman.excite.co.jp/article/lifestyle/rid_Woman_Excite_Money_ba556d2f-7cab-476a-a7f4-3ed88f84a517/pid_2.html

■ 団体信用生命保険（団信）

団体信用生命保険とは、住宅ローン契約者が死亡・高度障害状態になったときに、残りのローンを肩代わりしてくれる住宅ローン専用の生命保険。

・団体信用生命保険のメリット

→保険料が比較的安い

→資産形成と組み合わせやすい

・団体信用生命保険のデメリット

→契約期間が終わると保障は一切無くなる

→保険料は掛け捨てなので戻ってこない

■ 生命保険の保証金額と払い込み合計金額

30歳男性　65歳まで払込　3000万円保証

	保証金額	月額支払い	年額支払い	払込合計金額
終身保険	¥30,000,000	¥60,360	¥724,320	¥25,351,200
定期保険	¥30,000,000	¥8,880	¥106,560	¥3,729,600
収入保障保険	¥30,000,000	¥3,030	¥36,360	¥1,272,600

参照）オリックス生命保険シミュレーション　https://www.orixlife.co.jp/sim?index=1&p=4N

ワーク　保険料をシミュレーションしてみよう

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

医療保険

自分がなにかしらの疾病にかかった時にかかる入院や手術費用に対処するための保険。

■ 終身医療保険

保障が一生涯続き、保険料も変わることがない医療保険

保険料の支払いには終身払いと一定の年齢で支払いを終える短期払いがある

・メリット

保障が一生涯続く

保険料が途中でアップすることがなく変わらない

・デメリット

何十年も加入しているとそのときに合った保険でなくなる可能性がある（例：入院中心の医療保険→入院の短期化など）

医療保険を見直す機会が少なくなる

■ 定期医療保険

契約時に定めた一定の期間（例えば10年など）で契約が更新され、決められた期間（定期）に保険契約が終わるタイプの医療保険

・メリット

決められた期間の保険料を掛捨てで支払うので保険料がお手頃

必要に応じて医療保険の乗り換え、切り替えがしやすい

・デメリット

更新時の年齢に応じて保険料がアップする

契約を更新しないと保障が得られなくなる

■ 貯蓄型医療保険

一定の期間給付金の支払いがなかった場合、祝い金や健康還付金を支払うタイプの医療保険

	保険期間	保険料	満期
終身タイプ	一生涯を保障	一定	なし
定期タイプ	一定期間を保障	更新するまで一定	あり

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

・メリット

健康に過ごすと還付金が支払われる

貯蓄の苦手な人には貯めやすい

・デメリット

給付金の支払いがあると還付されず、また元本よりお金が増えるわけではない

掛け捨ての医療保険よりも保険料が高くなりがち

他にも、女性保険、引受基準緩和型医療保険、無選択型医療保険がある。

損害保険

事故や災害時にかかるお金に対しての保険。

■ 自動車保険

自動車事故の際、搭乗者、第三者賠償、車などに生じる損害に備える保険。自動車損害賠償保障法に基づき原則としてすべての自動車・原動機付自転車の保有者に加入が義務付けられている自賠責保険(強制保険)と、上乗せとして加入する任意保険がある。

■ 火災保険

火災や天災、建物外部からの物体の衝突、水濡れ、盗難などにより建物や家財に生じた損害に備える保険。

■ 地震保険

地震や噴火、またはこれらによる津波を原因とする火災などにより建物や家財に生じた損害に備える保険。地震保険は火災保険とあわせて契約する必要がある。

■ 傷害保険

突然の事故による入院や通院、死亡などにより生じた損害に備えるための保険。

■ 旅行保険

国内や海外の旅行中でのケガ、病気(海外旅行保険のみ)や持ち物の破損などの損害に備えるための保険。

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

保険証券の読み方

さまざまな保険の内容を理解するためには、「保険証券」について理解する必要がある。

確認したいポイントは、主契約、特約、支払額、補償額、支払い期間、支払い額の変更、解約金など。

1.主契約による保障

主契約による保障を確認。

Ｂ－①の通り、一生涯の保障が死亡時100万円受け取れる。

この契約の主役は「一生涯死亡時に100万円受け取ることができる」終身保険。

2.主契約と特約による保障

主契約に特約を合わせた保障を確認。Ｂ－①と②③④が亡くなった時に支払われる保険。

もらえる金額は①＋②＋③＋④＝3,200万円

もらえる期間は①は一生涯、②③④はＢ－⑦のとおり10年。

よって、死亡保障としては2018年までの10年間は3,200万円、11年目以降は100万円。

また、特約により入院時にも保障がある。

もらえる金額はＢ－⑤と⑥で5,000円/入院給付金日額

もらえる期間はＢ－⑦のとおり、10年。

よって、ケガ(災害)でも病気(疾病)でも入院すると入院給付金日額5,000円が2018年までの10年間のみもらえる。

3.保険料

保険料の金額とこの先保険料の変更はあるのか？

毎月の支払はＤ－①16,317円

Ｂ－②～⑥の各種特約は保険期間が10年なので、2018年までは16,318円の保険料で変わりない。

更新(新たに10年の契約をする)すると、更新時の年齢で算出されるので保険料は上がる。

さらに10年後に更新すると同様に保険料が上がる。

Ｂ－①の終身保険(主契約）の部分（2,322円）はＡ－③2043年までの35年間の支払いで、　2024年更新で保険料3,019円に上る。

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

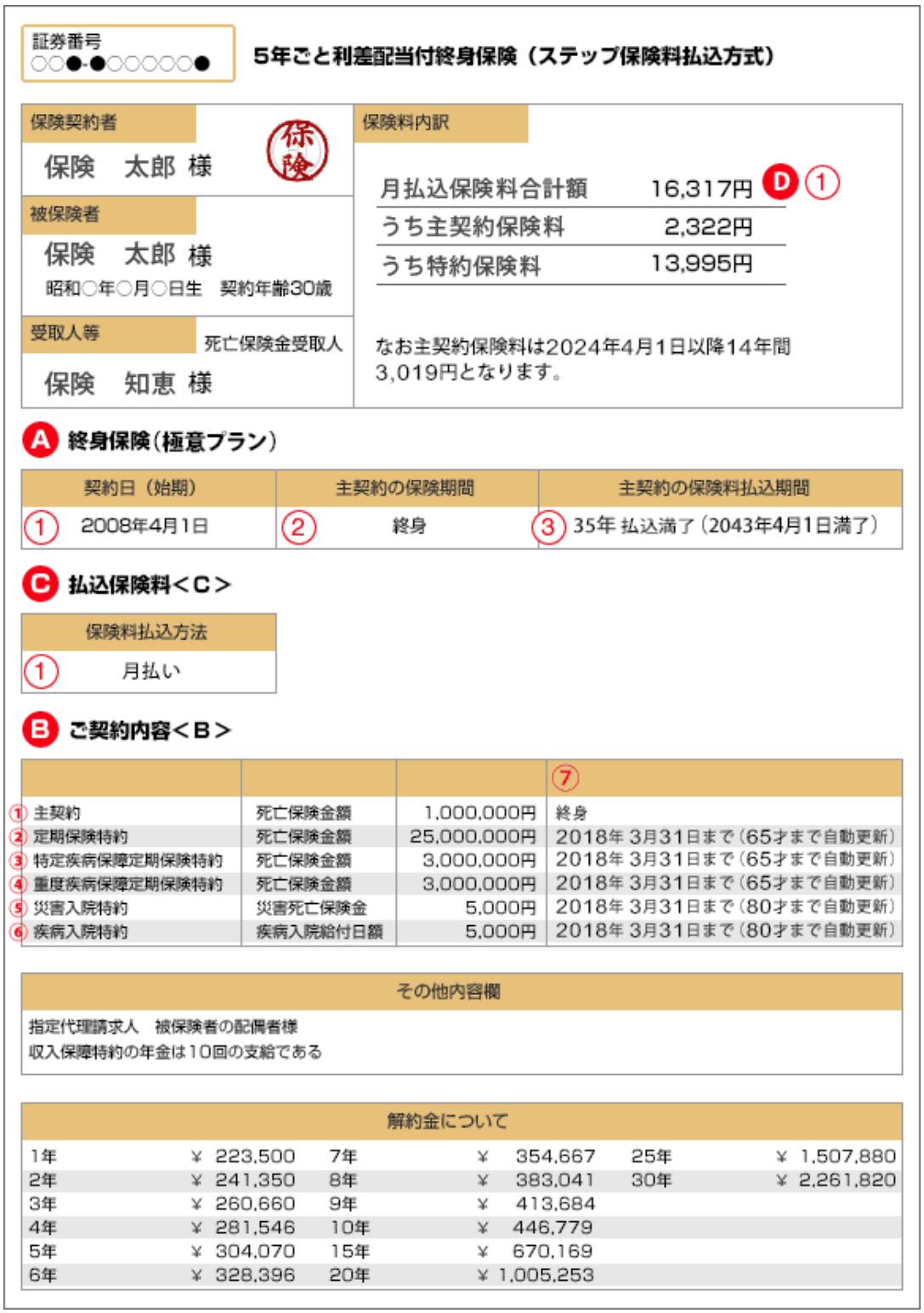

証券番号
○○●-●○○○○○●

5年ごと利差配当付終身保険（ステップ保険料払込方式）

保険契約者
保険　太郎 様

被保険者
保険　太郎 様
昭和○年○月○日生　契約年齢30歳

受取人等
死亡保険金受取人
保険　知恵 様

保険料内訳

月払込保険料合計額	16,317円 D ①
うち主契約保険料	2,322円
うち特約保険料	13,995円

なお主契約保険料は2024年4月1日以降14年間3,019円となります。

A 終身保険（極意プラン）

契約日（始期）	主契約の保険期間	主契約の保険料払込期間
① 2008年4月1日	② 終身	③ 35年 払込満了（2043年4月1日満了）

C 払込保険料＜C＞

保険料払込方法
① 月払い

B ご契約内容＜B＞

			⑦
① 主契約	死亡保険金額	1,000,000円	終身
② 定期保険特約	死亡保険金額	25,000,000円	2018年3月31日まで（65才まで自動更新）
③ 特定疾病保障定期保険特約	死亡保険金額	3,000,000円	2018年3月31日まで（65才まで自動更新）
④ 重度疾病保障定期保険特約	死亡保険金額	3,000,000円	2018年3月31日まで（65才まで自動更新）
⑤ 災害入院特約	災害死亡保険金	5,000円	2018年3月31日まで（80才まで自動更新）
⑥ 疾病入院特約	疾病入院給付日額	5,000円	2018年3月31日まで（80才まで自動更新）

その他内容欄

指定代理請求人　被保険者の配偶者様
収入保障特約の年金は10回の支給である

解約金について

1年	¥ 223,500	7年	¥ 354,667	25年	¥ 1,507,880
2年	¥ 241,350	8年	¥ 383,041	30年	¥ 2,261,820
3年	¥ 260,660	9年	¥ 413,684		
4年	¥ 281,546	10年	¥ 446,779		
5年	¥ 304,070	15年	¥ 670,169		
6年	¥ 328,396	20年	¥ 1,005,253		

	月支払い	月	年	
主契約	2322	12	35	975240
主契約＋特約	16317	12	10	1958040

■ ポイント

主契約を解約すると特約も全て解約。

特約だけを解約することはできる。

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

健康保険制度

民間の保険制度を検討する前に知って欲しいのが、国民健康保険と健康保険（社会保険）である。

知っておくことで、民間の保険が必要ない場合も多い。

高額療養費制度

病院の窓口で支払う医療費が一定限度を超えた場合、お金が戻ってくる制度。自己負担額は、年齢や所得に応じて違う。ただし、健康保険が適用される費用のみが対象。差額ベッド代、食事代、テレビのカード代などは対象外となる。

また、一定金額を超えたかどうかの判定は1ヶ月ごと。例えば、3月25日～4月5日に入院したとして、10日間の合計金額が一定額を超えていても、その月ごと（3月、4月とも）の医療費が自己負担の上限を超えていなければ高額療養費制度の対象にはならない。

一定金額を超えた月が3ヶ月あった場合には、高額療養費制度を3ヶ月利用することができる。さらに、年間を通して、4ヶ月目にあたる月からは自己負担額がさらに軽減される。

【69歳以下】

報酬月額	自己負担額の上限	
	原則（～3ヶ月目）	多数利用（4ヶ月目～）
低所得者 （市区町村民税非課税）	35,400円	24,600円
～26万9,999円	57,600円	44,400円
27万円 ～51万4,999円	80,100円 ＋（医療費－267,000円）×1%	44,400円
51万5,000円 ～81万9,999円	167,400円 ＋（医療費－558,000円）×1%	93,000円
81万円～	252,600円 ＋（医療費－842,000円）×1%	140,100円

【70才以上】

年収	自己負担額の上限	
	外来のみ（個人ごと）	それ以外（世帯ごと）
住民税非課税世帯Ⅰ	8,000円	15,000円
住民税非課税世帯Ⅱ	8,000円	24,600円
一般 （年収約156万円～約370万円）	18,000円 （年間上限14万4,000円）	57,600円
現役並み① （年収約370万円～約770万円）	80,100円 ＋（医療費－267,000円）×1%	
現役並み② （年収約770万円～約1,160万円）	167,400円 ＋（医療費－558,000円）×1%	
現役並み③ （年収約1,160万円～）	252,600円 ＋（医療費－842,000円）×1%	

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

【例】1ヶ月の医療費が総額100万円を超えた場合

69歳以下・標準報酬月額32万円（窓口負担3割）

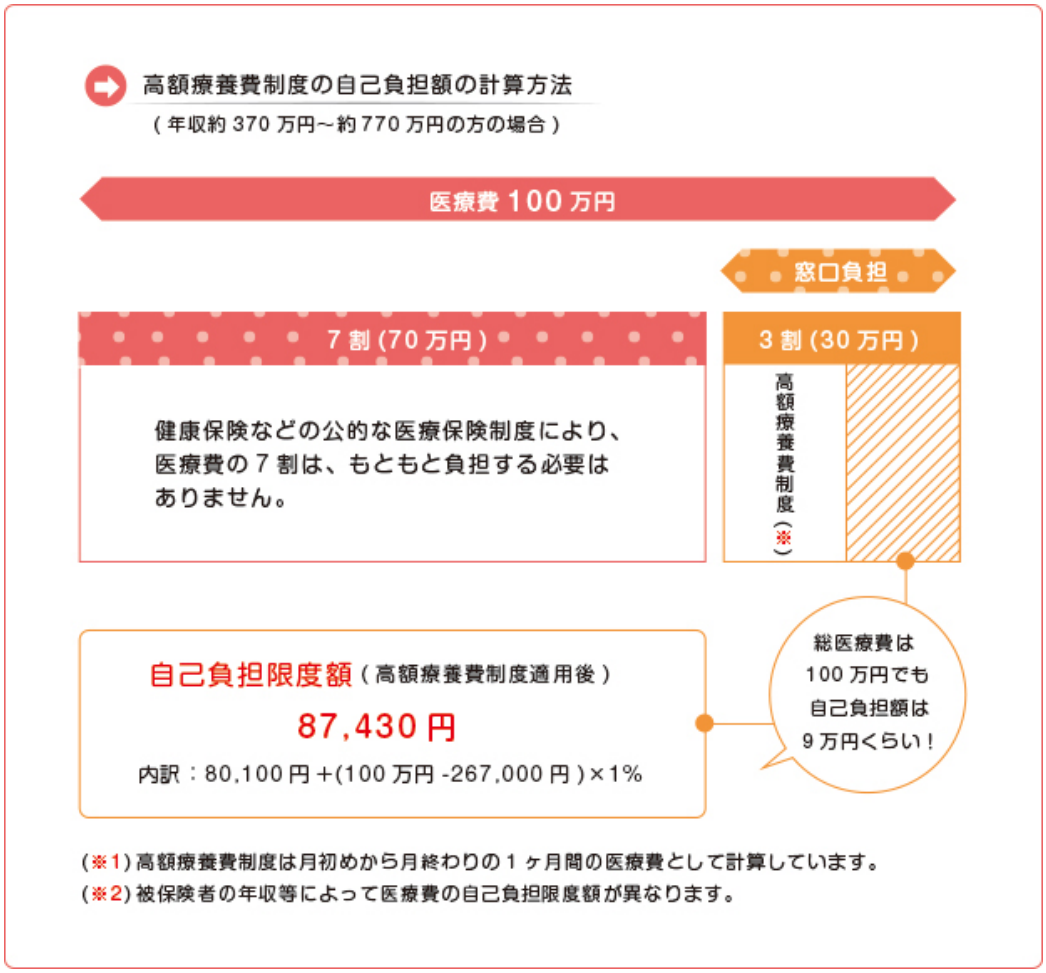

参照）保険の教科書　https://hoken-kyokasho.com/kougaku-shinseihouhou

傷病手当金

病気やケガなどで働けなくなった時に、その療養中に本人、またその家族の生活を保障するために設けられた健康保険からの給付金制度。受給するためにはいくつかの条件がある。**社会保険に加入者のみが対象となる。**

傷病手当金受け取りの条件

■ 業務外の病気やケガで療養中であること

業務上や通勤途中での病気やケガは労働災害保険の給付対象となるので、労働基準監督署に相談する。

なお、美容整形手術など健康保険の給付対象とならない治療のための療養は除きます。

■ 療養のための労務不能であること

労務不能とは、被保険者が今まで従事している業務ができない状態のことで、労務不能であるか否かは、医師の意見及び被保険者の業務内容やその他の諸条件を考慮して判断する。

■ 4日以上仕事を休んでいること

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

療養のために仕事を休み始めた日から連続した3日間（待期期間）を除いて、4日目から支給対象。

■ **給与の支払いがないこと**

ただし、給与が一部だけ支給されている場合は、傷病手当金から給与支給分を減額して支給される。

傷病手当金の支給額

1日当たりの金額：【支給開始日の以前12ヵ月間の各標準報酬月額を平均した額】÷30日×(2/3)

（支給開始日とは、一番最初に傷病手当金が支給された日のこと。）

傷病手当金支給期間

同一の傷病について、支給を開始した日から最長1年6ヵ月間です。

（暦のうえで計算した期間であって、実際に受給した期間ではありません。例えば、復職し受給していない期間があっても、受給開始日から1年6ヵ月後に受給期間が満了する。）

傷病手当金と出産手当金の両方が受給できる場合

両方を受給できる期間は、出産手当金のみ支給される。ただし、傷病手当金と出産手当金は、その支給日額が異なる場合がありますので、出産手当金の額が傷病手当金の額よりも少ない場合には、傷病手当金を請求することにより、出産手当金との差額が支給される。

保険の基礎まとめ

・保険は民間の保険と公的な保険がある

・民間保険は高額な買い物だということを理解する

・保険の内容を正しく理解する

・公的な保険で補えないものを、民間の保険で補う

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

年金の基礎

一定期間または終身、定めの年額で支払われる一定のお金のこと。国民年金・企業年金など。公的年金制度と私的年金制度がある。

公的年金制度とは

公的年金制度は、いま働いている世代（現役世代）が支払った保険料を仕送りのように高齢者などの年金給付に充てるという「世代と世代の支え合い」という考え方（賦課方式）を基本とした財政方式で運営されている。

また、日本の公的年金制度は、「国民皆年金」という特徴を持っており、20歳以上の全ての人が共通して加入する国民年金と、会社員が加入する厚生年金などによる、いわゆる「２階建て」と呼ばれる構造になっている。

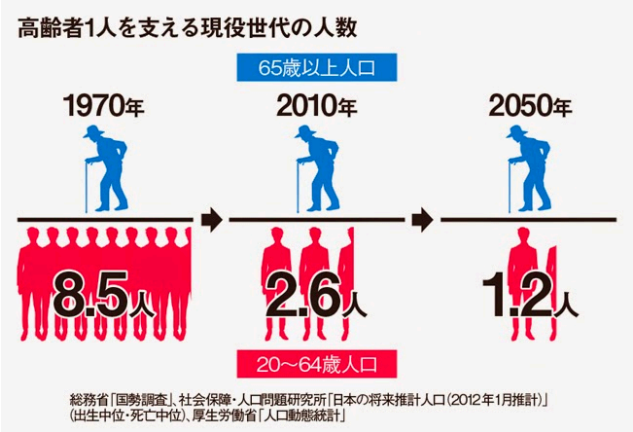

第1号被保険者

日本国内に住む20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業従事者、学生、フリーター、無職の人など。また、第3号被保険者の要件に当てはまらず、厚生年金等に加入していない第1号被保険者の配偶者も第1号被保険者となる。国民年金保険料は自分で納付する。

第2号被保険者

厚生年金や共済組合等に加入している会社員、公務員など。正社員に限らず派遣社員などの場合でも、勤めている企業が厚生年金保険の適用を受けている場合、厚生年金に加入できる。厚生年金保険料は給与天引きされる。

第3号被保険者

専業主婦の人など第2号被保険者に扶養されている配偶者。20歳以上60歳未満かつ、**年収は130万円未満**であることが要件となり、年収が130万円を超えると第1号被保険者になる。被保険者本人の保険料負担はありません。第3号被保険者の保険料は、配偶者が加入している年金制度によって負担されている。

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

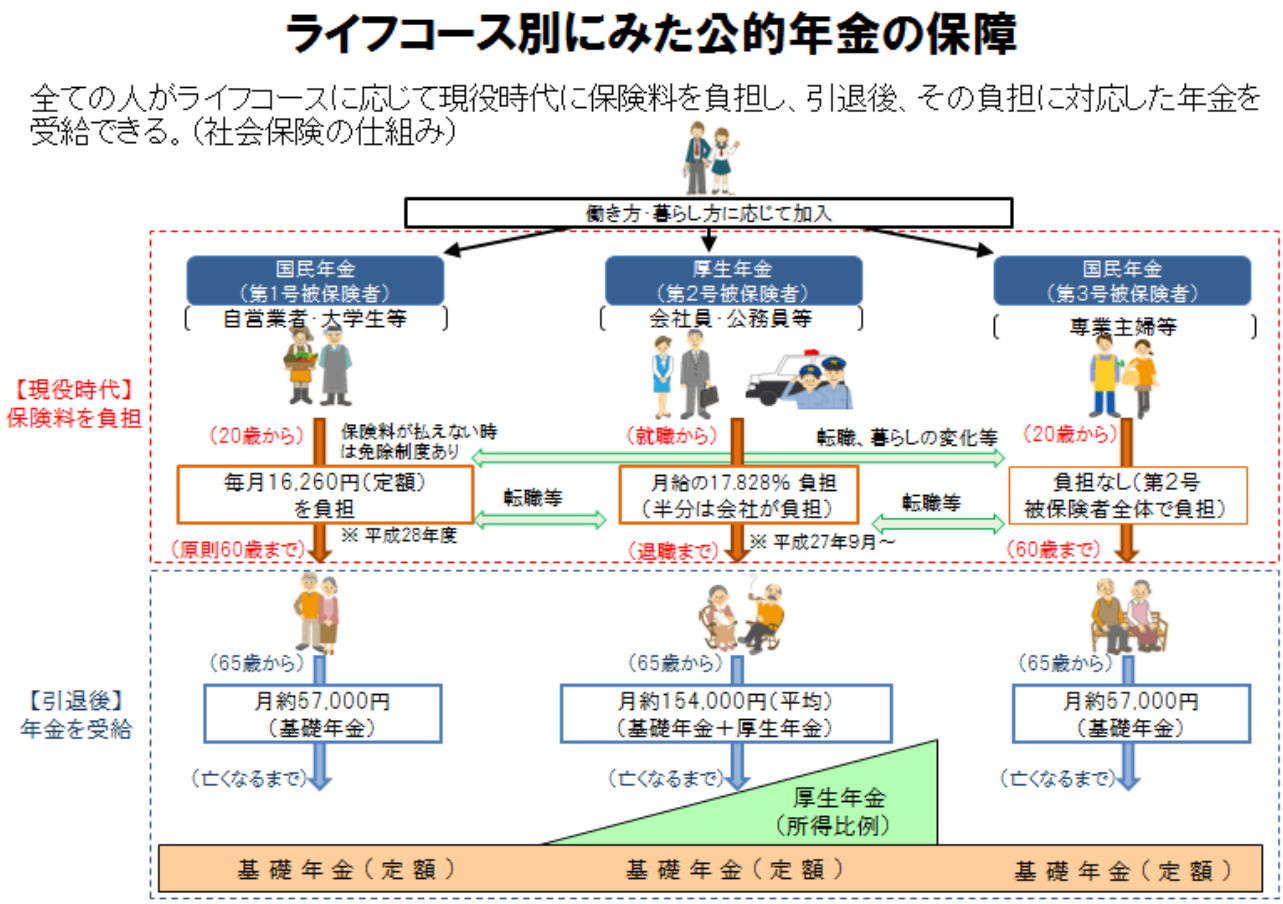

参照）厚生労働省https://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/01/01-02.html

■ **公的年金の種類**

公的年金の原資を集める方法として、世界では多くの国で税金方式をとっています。一方、日本では**年金加入者が保険料を支払う「社会保険方式」**を取り入れています。

保険料を支払い、一定の要件を満たしている人は、万が一の事態が起こったときに3種類の基礎年金を受け取ることができる。**種類は老齢年金、障害年金、遺族年金の３種類。**

老齢基礎年金

老齢年金とは老後の生活を保障するための年金。老齢基礎年金は国民年金の被保険者で一定の要件を満たした人が受給できる年金。

保険料

平成31年度分（平成31年4月～平成32年3月まで）は毎月一律で16,410円

※保険料は物価変動等により毎年見直される

国民年金保険料の推移	
平成22年4月～	14,980円 × 1.008（改定率） ＝ 15,100円

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

平成23年4月～	15,260円 × 0.984（改定率） ＝ 15,020円
平成24年4月～	15,540円 × 0.964（改定率） ＝ 14,980円
平成25年4月～	15,820円 × 0.950（改定率） ＝ 15,040円
平成26年4月～	16,100円 × 0.947（改定率） ＝ 15,250円
平成27年4月～	16,380円 × 0.952（改定率） ＝ 15,590円
平成28年4月～	16,660円 × 0.976（改定率） ＝ 16,260円
平成29年4月～	16,900円 × 0.975（改定率） ＝ 16,490円
平成30年4月～	16,900円 × 0.966（改定率） ＝ 16,340円
平成31年4月～	17,000円 × 0.965（改定率） ＝ 16,410円

参照）https://5kunen.com/html/hokenryou.html

保険料は一律で決まっていますが、まとめて前払い（前納）することにより保険料の割引が適用される。通常は、納付対象となる月の翌月末が納付期限となりますが、6ヶ月分、1年分、2年分と前納することができ、前納する期間が長い方が割引率が高くなる。

保険料の支払方法は従来の口座振替に加え、平成29年からは現金払いとクレジットカード払いができるようになった。現金とクレジットの割引率は同じですが、口座振替の方が割引率が高くなる。

なお支払った国民年金保険料は、全額、社会保険料控除の対象となる。

支払方法	前納期間	1回あたりの納付額	割引額
口座振替	2年前納	377,350円	15,650円
	1年前納	191,970円	4,110円
	6ヶ月前納	96,930円	1,110円
現金払い	2年前納	378,580円	14,420円
	1年前納	192,600円	3,480円
	6ヶ月前納	97,240円	800円

受給資格期間

年金の受給に必要な年金加入期間。最低限10年間加入することで年金受給ができる。保険料を納めていた期間により受給額は変わっていく。

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

免除と猶予

20歳を過ぎると、国民年金の加入が義務づけられ、それに伴い保険料の支払い義務が生じる。中には自分で学費を支払っていたり、失業をして生活費で手一杯だったりと、保険料の支払いが難しい人もいる。

未納のままにしておくと、受給資格期間にも年金額にも反映されないが、特例を活用することによって、受給資格期間や年金額に反映される。

■ 学生納付特例制度

所得が「118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等」以下の学生の人は、申請をすることで、在学中の保険料の納付が猶予される制度。定時制・通信制の学生も対象。

学生納付特例制度により猶予を受けていた期間も、受給資格期間に含まれますが、年金額を計算する上での期間には含まれない。

将来の受給額を増やすためには、追納制度を利用できる。追納制度とは、特例制度を利用した人が、10年以内であれば猶予された期間の保険料を遡って支払うことができる制度。

■ 保険料免除制度

前年の所得が一定以下の場合に利用することができ、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の4種類がある。申請が認められ、免除を受けている期間も受給資格期間に含まる。また、受け取る年金額にも反映されるが、免除額によって年金額へ反映される割合が変わる。

■ 保険料納付猶予制度

20歳以降50歳未満の人で、前年の所得が一定以下の場合、利用することができる。申請が認められ、猶予を受けている期間は受給資格期間に含まれますが、免除制度と違い、年金額への反映されない。

■ 追納制度

10年以内の免除期間・猶予期間の保険料を遡って納付することができる。ただし、一定期間を過ぎてからの追納は、本来支払うべき保険料に一定の金額が加算された保険料を支払うことになるので、支払うのであれば早めに支払った方が良い。

■ 後納制度

国民年金保険料の納付期限は、対象月の翌月末となり、そこから2年以内であれば未納であった保険料を後から納めることができる制度。通常は2年間だが、平成30年9月30日までは、過去5年以内の保険料の納付をすることができる。

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

■ **付加年金**

将来受け取る年金額を自分で増やすことができる制度。国民年金保険料に月400円の負荷保険料を上乗せすることで、将来の年金受給額を多くすることができる。

受給額への上乗せ分　200円×付加保険料納付月数

■ **繰り上げ受給**

老齢年金の受給開始は原則65歳からですが、繰り上げて受給することも可能。繰り上げにより60歳から受給することが可能ですが、65歳から受給するときに比べて、受給額は少なくなる。

受給額は受け取りが始まってからずっと一定となるので、65歳を過ぎても本来の金額（65歳受給開始の場合の年金額）には戻すことはできない。

参考：日本年金機構　国民年金

これらの制度の申請は、本来の保険料納付期限から2年を経過していない期間において、遡って申請することが可能。申請は7月から翌年6月分までを1年度とし、1年度につき1枚の申請書が必要になる。

老齢厚生年金

厚生年金の被保険者で一定の要件を満たした人が受給できる年金。老齢基礎年金に上乗せされた金額を受け取ることができる。

保険料

国民年金保険料のように一律で決まってはおらず、**被保険者の所得額に応じて決まる。**

→標準報酬月額（給与・賞与など）に、保険料を決める際に用いられる保険料率を掛けて計算される。

→厚生年金の保険料率は平成29年9月以降、18.3%に固定されている。

この計算により算出された金額を被保険者が負担するが、全額負担ではなく、**勤めている企業と被保険者が半分ずつ負担する労使折半となる。**

受給資格期間

国民年金と厚生年金を合わせて10年間。国民年金同様、加入実績が長いほど年金額が多くなる。

年金受給額

年金加入期間・保険料納付期間の実績、所得に応じて決まる。

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

免除

被保険者が産前産後休業、育児休業を取得していて、仕事に従事していない期間において、事業主が年金事務所に申請することによって、保険料納付を免除される。免除された期間も保険料を納めた期間として、将来の年金額に反映される。

	年金の種類	対象	保険料納付方法	受給できる年金の種類
第1号被保険者	国民年金	自営業者 農業・漁業従事者 学生 フリーター 無職 第1号被保険者の妻など	自分で納付 納付書もしくは口座振替	老齢基礎年金 障害基礎年金 遺族基礎年金 寡婦年金（対象者のみ） 死亡一時金（対象者のみ） 付加年金（加入者のみ）
第2号被保険者	国民年金と 厚生年金	会社員 公務員	給与天引き （被保険者と会社の労使折半）	老齢基礎年金 老齢厚生年金 障害基礎年金 障害厚生年金 遺族基礎年金 遺族厚生年金 中高齢の寡婦加算額（対象者のみ）
第3号被保険者	国民年金	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人	本人負担なし （配偶者が加入する年金制度が負担）	老齢基礎年金 障害基礎年金 第2号被保険者の遺族基礎年金 第2号被保険者の遺族厚生年金

老齢年金の平均受給額

■ 2019年｜国民年金（老齢基礎年金）支給額平均5万5,464円

※国民年金の支給額上限は年間77万9,300円。毎月の支給額は6万4,941円が上限。

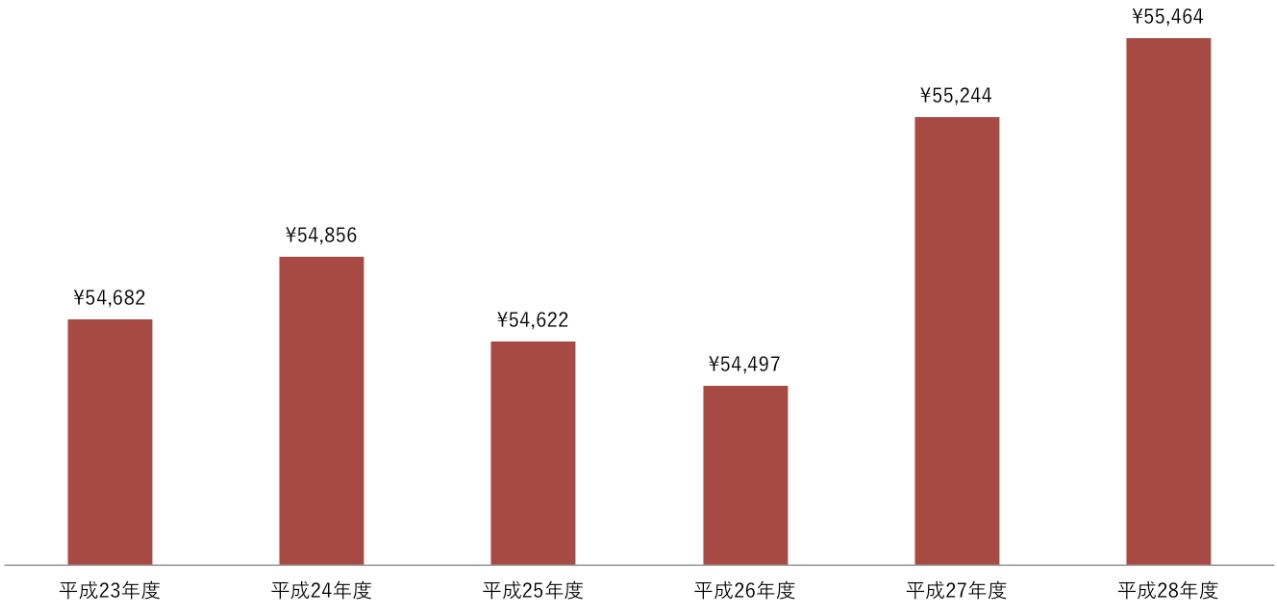

「国民年金（老齢基礎年金）の平均支給額の推移」参照）https://avenue-life.jp/blog/money/pension/#201955464

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

■ 2019年最新｜厚生年金（老齢厚生年金）支給額平均14万7,927円

厚生年金（老齢厚生年金）は納付期間に加えて、現役時代の所得も支給額に関連することから男女の差も大きくなる。

→男性の厚生年金（老齢厚生年金）の平均支給額は16万6,863円

→女性の厚生年金（老齢厚生年金）の平均支給額は10万2,708円

※厚生年金の支給額上限は年収や納付期間によって大きく異なる。標準では年間約200万円程度

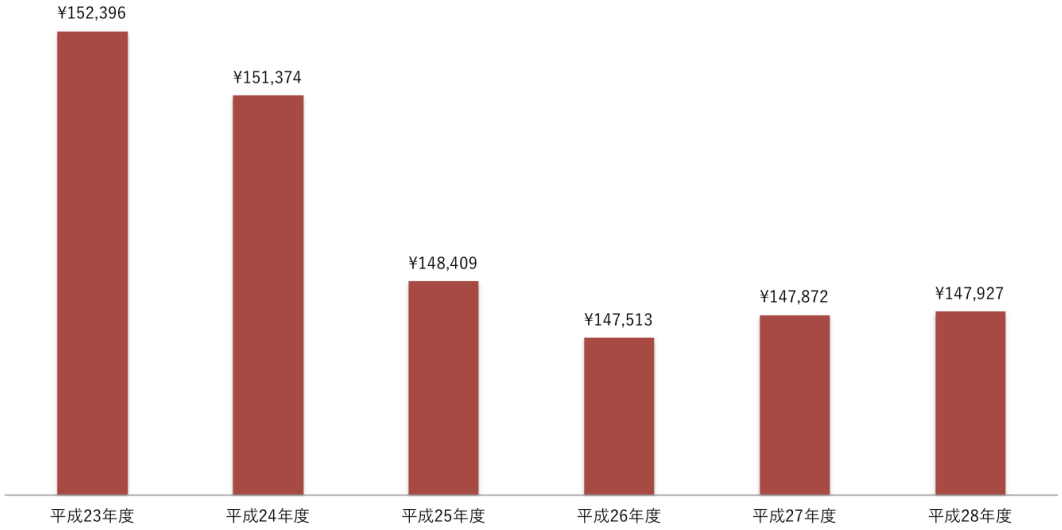

「厚生年金（老齢厚生年金）の平均支給額の推移」参照）https://avenue-life.jp/blog/money/pension/#201955464

■ 夫婦世帯の年金支給額平均は19万1,880円

図Ⅱ－1－4　高齢夫婦無職世帯の家計収支　－2017年－

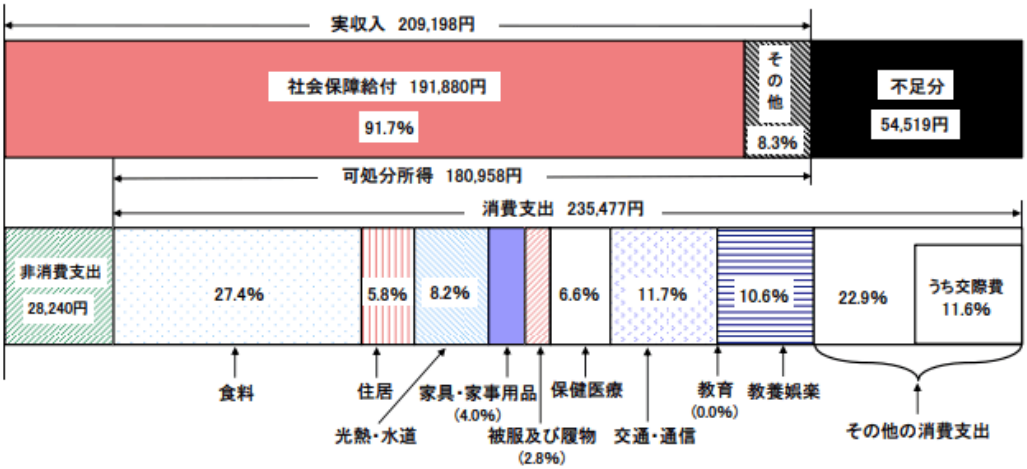

（注）　1　高齢夫婦無職世帯とは，夫65歳以上，妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯である。
2　図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合（%）は，実収入に占める割合である。
3　図中の「食料」から「その他の消費支出」までの割合（%）は，消費支出に占める割合である。

参照）https://avenue-life.jp/blog/money/pension/#201955464

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

■ 単身世帯の年金支給額平均は10万7,171円

図Ⅲ－２－２　高齢単身無職世帯の家計収支　－2017年－

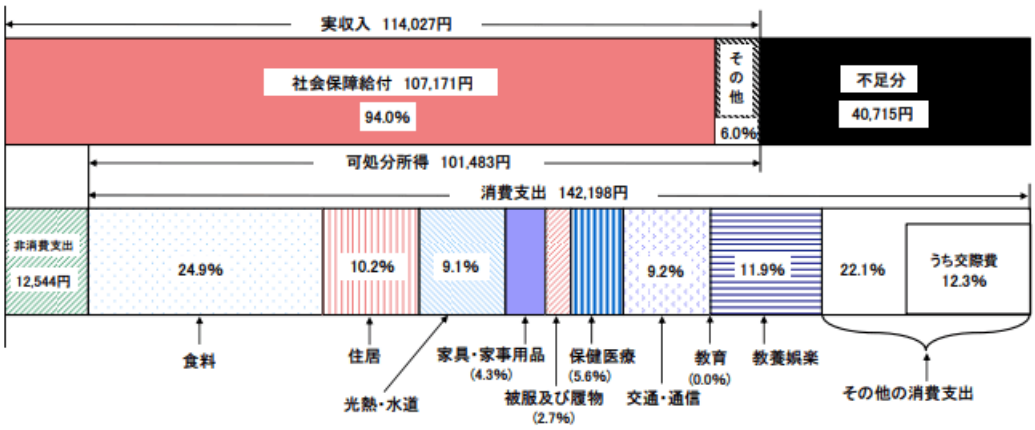

（注）　1　高齢単身無職世帯とは，60 歳以上の単身無職世帯である。
2　図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合（%）は，実収入に占める割合である。
3　図中の「食料」から「その他の消費支出」の割合（%）は，消費支出に占める割合である。

参照）https://avenue-life.jp/blog/money/pension/#201955464

参考：日本年金機構　厚生年金保険

ねんきん定期便

国民年金・厚生年金のそれぞれにどのくらいの期間加入していたのかという年金加入実績や、将来の見込み年金額を知ることができる。より多くのお金を老後に向けて準備しておきたいという人はこの金額を目安に、私的年金等を検討してもいい。

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

遺族年金

国民年金、厚生年金の被保険者が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた遺族の生活を保障するための年金です。亡くなった人が加入していた年金の種類や遺族の年齢等により、受給できる年金の種類や額が決まります。また、遺族年金の受給額も毎年見直しが行われています。

遺族基礎年金

受給対象者：亡くなった人に生計を維持されていた子がいる配偶者と子

受給額：779,300円+子の加算額

子どもの要件は老齢年金、障害年金と同様。子の加算額とは、障害年金同様、第2子までは1人につき224,300円、第3子以降は1人につき74,800円です。

遺族厚生年金

受給対象者：亡くなった人に生計を維持されていた妻、子、孫（子の要件同様）、55歳以上の夫、父母、祖父母

→受給額：亡くなった人の年金加入実績による

■ 夫・妻ともに会社員の場合

2人とも会社員だった場合、夫が先に他界すると、支給されるのは、残された妻自身の「老齢厚生年金」か、亡くなった夫の「遺族厚生年金」のどちらか金額が多いほうになる。

「遺族厚生年金」は、亡くなった人の老齢厚生年金の75%。つまり、夫の老齢厚生年金の75%分の金額が、残された人（この場合、妻）の老齢厚生年金を上回った場合に、その差額が支払われる仕組み。

妻よりも亡くなった夫の平均年収が高ければ、遺族厚生年金を受け取れる可能性がある。

反対に、夫より妻の年収が高かった場合は、支給されないこともある。

妻の年収が850万円（所得金額で655万5000円）以上の場合には、じゅうぶんに生計が維持できるとして、遺族厚生年金は支給されません。

その他、夫の老齢基礎年金、企業年金などはなくなる。

例）夫の老齢厚生年金15万円＋妻の老齢厚生年金15万円。世帯年金合計30万円で夫が亡くなった場合

妻の厚生年金15万円

夫の老齢厚生年金15万円のうち5万円は老齢基礎年金。

よって、老齢厚生年金10万円×75%＝7万５千円で妻の厚生年金よりも低いため支給はなくなる。

→よって、世帯年金は妻の**厚生年金15万円のみ。**

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

■ 夫が会社員・妻が専業主婦の場合

会社員の夫が亡くなると、妻は「遺族厚生年金」を受け取れる。1と同じく、遺族厚生年金の金額は、夫の老齢厚生年金の75%。専業主婦であれば、厚生年金に加入していませんので、夫の遺族厚生年金がそのまま受け取れる。

夫の老齢基礎年金、企業年金などもケース1と同様に支給がなくなる。夫が会社員で妻が専業主婦だった場合は、世帯全体でみると、6〜7割程度になることが多い。

例）夫の老齢厚生年金15万円＋妻の老齢基礎年金5万円の世帯年金20万円で夫が亡くなった場合の場合

妻の老齢基礎年金5万円

夫の老齢厚生年金15万円のうち5万円は老齢基礎年金なので、老齢厚生年金のみだと10万円。

よって、老齢厚生年金10万円×75%＝7万5千円が遺族厚生年金

→よって、世帯年金は妻の**老齢基礎年金5万円＋夫の遺族厚生年金7万円＝12万円**

■ 夫がフリーランス・自営業の場合

フリーランス・自営業者は、会社員と違って、厚生年金に加入していない。

よって、遺族厚生年金は支給されない。

国民年金から「死亡一時金」として、12万円〜32万円が一度だけ支給される。ただし、夫が亡くなったとき、18歳未満の子どもがおらず、妻の年齢が60歳〜65歳であれば、その間のみ「寡婦年金」が支給される。支給額は、夫の老齢基礎年金の75%。

※寡婦年金を受け取る条件には、その他にも、亡くなった夫が10年以上保険料を納めている。婚姻期間が10年以上ある。妻が老齢基礎年金を繰り上げ受給していない。といったものがある。

例）夫の老齢基礎年金5万円＋妻の老齢基礎年金5万円の世帯年金10万円で夫が亡くなった場合の場合

妻の老齢基礎年金5万円

夫の老齢基礎年金5万円は支給されない。

→よって、世帯年金は妻の**老齢基礎年金5万円＝5万円**

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

遺族年金の支給される金額

遺族年金は職業・所得・保険料払込期間によって支給金額が変わる、目安は以下のとおり。※平成30年度の金額です。

		自営業世帯（国民年金）	会社員世帯（厚生年金）		
			平均標準報酬月額		
			25万円	35万円	45万円
子供あり（18歳未満）	子供1人	年額約100万円（月額約8.3万円）	年額約140万円（月額約11.7万円）	年額約156万円（月額約13万円）	年額約173万円（月額約14.3万円）
	子供2人	年額約123万円（月額約10.2万円）	年額約163万円（月額約13.5万円）	年額約179万円（月額約14.9万円）	年額約195万円（月額約16.2万円）
	子供3人	年額約130万円（月額10.8万円）	年額約170万円（月額約14.1万円）	年額約186万円（月額約15.5万円）	年額約202万円（月額約16.8万円）
子供なし（18歳以上）	妻40歳未満	0円	年額40万円（月額約3.3万円）	年額約56万円（月額約4.6万円）	年額約72万円（月額約6万円）
	妻40～64歳	0円	年額約99万円（月額約8.2万円）	年額約115万円（月額約9.5万円）	年額約131万円（月額約10.8万円）
	妻65歳以上	年額約78万円（月額約6.4万円）	年額約118万円（月額約9.8万円）	年額約134万円（月額約11.1万円）	年額約150万円（月額約12.5万円）

（参照元：日本年金機構「遺族年金（受給要件・支給開始時期・計算方法）」）

障害年金

病気やケガで日常生活や仕事が制限されるような場合に、老後を待たずして65歳未満でも受け取ることができる年金。障害の程度によって、1級・2級・3級に区分され、等級によって受給額が決まるが、受給額は毎年見直しが行われている。受給対象者は被保険者本人。

障害基礎年金

受給額：障害等級ごとの定額制となり、**子どもの有無によって異なる。**

（平成30年4月分からの受給額）

1級　779,300円×1.25+子の加算額

2級　779,300円+子の加算額

子の加算額とは、第2子までは1人につき224,300円、第3子以降は1人につき74,800円。

障害厚生年金

受給額：障害認定されるまでに厚生年金に加入していた期間と標準報酬額に応じて決定される。

1級　報酬比例の年金額×1.25+配偶者の加給年金額

2級　報酬比例の年金額+配偶者の加給年金額

3級　報酬比例の年金額　最低保障額584,500円

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

■ 障害基礎年金の受給額の例

障害基礎年金では、配偶者の有無によって金額が変わることはない。

障害等級/家族構成	子なし	子1人	子2人	子3人
1級	974,125円 (月額 81,177円)	1,198,425円 （月額 99,868円）	1,422,725円 (月額 118,560円)	1,497,525円 (月額 124,793円)
2級	779,300円 (月額 64,941円)	1,003,600円 (月額 83,633円)	1,227,900円 (月額 102,325円)	1,302,700円 (月額 108,558円)

■ 障害厚生年金の受給額の例

障害厚生年金は、標準報酬月額や加入期間（≒給与額や会社勤めの期間）によって、支給される金額が変わりますので、人によって様々。ここでの数字はおおよその目安として参考値。

下記障害厚生年金の1級と2級については、障害基礎年金（子の加算を含む）が同時に支給されるので、それもあわせた額。

障害等級/家族構成	独身	配偶者ありの 2人世帯	配偶者と子2人の 4人世帯
1級	約144～180万円 (月額 約12～15万円)	約168～204万円 （月額 14～17万円）	約204～252万円 (月額 17～21万円)
2級	約120～144万円 (月額 約10～12万円)	約144万～180万円 (月額 12～15万円)	約180～216万円 (月額 15～18万円)
3級	約60～72万円 (月額 約5～6万円)		

※ここでいう「配偶者」とは、上記の通り『事実婚を含む生計維持関係のある65歳未満の夫または妻』で一定の年収基準を満たしており、特定の年金を受給していない人のこと。

※ここでいう「子」とは、『18歳到達年度の年度末までの子ども』または『20歳未満で障害等級1級または2級の子ども』で一定の年収基準を満たしている人のこと。

障害年金の認定基準

障害の程度によって、受け取れる年金額が変わる。 また、症状が軽減したり、悪化した場合には、障害の程度（等級）が変わる可能性があります。悪化した場合には、悪化した状態で請求をする額改定請求という手続きを取ることができます。

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

■ **障害等級 1級**

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状によって、日常生活ができない程度のもの。
(他人の介助を受けなければ自分の身の回りのことができない程度)

番号	障害の状態
1号	両眼の視力の和が0.04以下のもの
2号	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3号	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4号	両上肢のすべての指を欠くもの
5号	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6号	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7号	両下肢を足関節以上で欠くもの
8号	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9号	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10号	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11号	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

■ **障害等級 2級**

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、 日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。 (必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で労働により収入を得ることができない程度)

番号	障害の状態
1号	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
2号	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3号	平衡機能に著しい障害を有するもの
4号	そしゃくの機能を欠くもの
5号	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6号	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7号	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8号	1上肢の機能に著しい障害を有するもの
9号	1上肢のすべての指を欠くもの
10号	1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11号	両下肢のすべての指を欠くもの
12号	1下肢の機能に著しい障害を有するもの
13号	1下肢を足関節以上で欠くもの
14号	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15号	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16号	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17号	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

■ **障害等級 3級**

労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。 また、傷病が治癒していない場合は労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のもの。

番号	障害の状態
1号	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
2号	両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3号	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4号	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5号	1上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
6号	1下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
7号	長管状骨(上腕、前腕、大腿、下腿の管状の骨)に疑関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8号	1上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ、1上肢の3指以上を失ったもの
9号	おや指及びひとさし指を併せ1上肢の4指の用を廃したもの
10号	1下肢をリスフラン関節(足趾の一番付け根、土踏まずの前方)以上で失ったもの
11号	両下肢の十趾の用を廃したもの
12号	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13号	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14号	障害が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生大臣が定めるもの

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

■ 障害手当金

障害厚生年金では障害等級の3級よりも軽い障害が残った場合に、一時金として障害手当金が支給される。傷病が治癒したものであって、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のもの。

番号	障害の状態
1号	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
2号	1眼の視力が0.1以下に減じたもの
3号	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4号	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの
5号	両眼の調節機能及び輻輳(ふくそう)機能に著しい障害を残すもの
6号	1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7号	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8号	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9号	脊柱の機能に障害を残すもの
10号	1上肢の3大関節のうち、2関節に著しい機能障害を残すもの
11号	1下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
12号	1下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13号	長管状骨(上腕、前腕、大腿、下腿の管状の骨)に著しい転移変形を残すもの
14号	1上肢の2指以上を失ったもの
15号	1上肢のひとさし指を失ったもの
16号	1上肢の3指以上の用を廃したもの
17号	ひとさし指を併せ1上肢の2指の用を廃したもの
18号	1上肢のおや指の用を廃したもの
19号	1下肢の第１趾又は他の4趾以上を失ったもの
20号	1下肢の5趾の用を廃したもの
21号	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22号	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

障害年金をもらうデメリット

1. 現在家族の扶養に入っている場合に、障害年金を受給することで家族の扶養から外れるケースがある。
2. 自営業者で子供がいない場合、障害年金を受給することで、亡くなった後に、配偶者が「寡婦年金」をもらえなくなるケースがある。
3. 自営業者で子供がいない場合、障害年金を受給することで、あなたが亡くなった後に、あなたの家族が「死亡一時金」というお金をもらえなくなるケースがある。

参照　障害年金申請サポート　https://sakuya-shougainenkin.com/disability-pension-demerit#3

私的年金制度とは

老後に必要となるお金は家族構成やライフスタイル、考え方によっても異なる。ここでは、公的年金にプラスして準備できる年金の一部を紹介する。

個人型確定拠出年金（iDeCo：イデコ）

iDeCoは、平成13年に施行された確定拠出年金法に基づいて実施されている私的年金の制度。平成29年1月から、基本的に20歳以上60歳未満の全ての方（※）が加入できるようになった。

※企業型確定拠出年金に加入している方は、企業型年金規約で個人型確定拠出年金（iDeCo）に同時に加入してよい旨を定めている場合のみ、iDeCoに加入できます。

■ 掛金が全額所得控除できる

仮に毎月の掛金が1万円の場合、年間12万。その全額が税額軽減の対象となり、所得税（10%）、住民税（10%）とすると年間2.4万円、税金が軽減される。

■ 運用益も非課税で再投資できる

通常、金融商品を運用すると、運用益に課税されるが（源泉分離課税20.315%）、「iDeCo」なら非課税で再投資される。

※特別法人税（積立金に対し年1.173%））は、現在、課税が停止されています。

■ 受け取る時も控除できる

「iDeCo」は年金か一時金で、受取方法を選択することができる。（金融機関によっては、年金と一時金を併用することもできます）年金として受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」の対象となる。

参照）iDeCo公式制度　https://www.ideco-koushiki.jp/guide/

企業年金

従業員を対象とした企業独自の年金制度。従業員の退職後の老後生活の保障を目的としている。公的年金と違い加入義務はないので、制度を導入しているかどうかはその企業による。一般的に正規雇用者に限って適用されることが多い。厚生年金基金、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金等がある。

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

個人年金保険

保険会社が取り扱っている商品で、保険料を支払うことで、老後に年金として受け取ることができる。

支払った保険料は生命保険料控除もしくは個人年金保険料控除の対象となる。

年金の基礎まとめ

- 年金は公的年金と私的年金がある
- 公的年金は基礎年金と厚生年金にわかれる
- 老齢年金の支給額は年々、減少している
- 遺族年金の支給額には注意する
- 私的年金制度は資産運用する場合は、あまり必要ない
- 基本的に現役世代は、年金は納め損になる

マクロ経済スライドを実施しても
世代間格差の問題は解決しない!?

	生 年	現状の年金受給 世代間格差	マクロ経済スライド 追加実施後
納め得世代	1940	3,100	3,090
	1945	1,760	1,770
	1950	780	750
	1955	250	170
納め損世代	1960	-200	-350
	1965	-590	-800
	1970	-970	-1,220
	1975	-1,290	-1,590
	1980	-1,610	-1,890
	1985	-1,880	-2,120
	1990	-2,120	-2,280
	1995	-2,290	-2,340
	2000	-2,420	-2,360
	2005	-2,510	-2,360

前提条件：厚生年金40年加入の男性。
単身者のケース。生涯収入3億円で試算

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

ライフマネジメント

保険も年金も、基本的にはなにかあったときの対処のためにある。

では、「なにか」をあらかじめ想定しておくことで保険や年金制度をどう利用するのかが決まる。

ここでは、いくつかのパターンを想定して制度の活用方法を考える。

例）３人家族。生活費３０万円

家族構成　夫　30歳（会社員　年収500万円）、妻30歳（専業主婦　収入０円）、子供（0歳）

この家族を例に様々なパターンで保障を考えてみる。

1.遺された家族の生活保障 家族が生活するために必要な金額は？

例）３人家族。生活費３０万円で夫が死亡した場合

家族構成　夫　30歳（会社員　年収500万円）、妻30歳（専業主婦　収入０円）、子供（0歳）

■ 収入　144万円(年間)

遺族年金　144万円(年間)

■ 支出　285万円(年間)

・残された家族の生活費:20万円×12か月＝年間240万円（※夫が死亡した場合は生活費も約７割に減る）

・将来にかかるお金:子供の教育費1000万円（22年間だと年間45万円）

■ 必要補償額151万円（年間）

遺族年金144万円−285万円＝−151万円

→残された側が年間151万円以上の収入を確保するためにどうするか？

考え方としては選択肢から選ぶ

選択肢1 夫の死後は自分が働く

夫の死後に妻が働く場合に、必要なお金は【遺族年金144万円−285万円＝−151万円】となる。

普通に働くことができ、151万円以上の収入を作る。

選択肢2 再婚する

再婚して、新しい夫に足りない生活費を補ってもらう。この場合、遺族年金は消失する。

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

選択肢3 資産増加で補う

死後に必要なお金を資産形成する。妻が働かない場合　151万円×22年＝3322万円

3322万円の資産形成を目指す。

※妻は子供の自立後は遺族年金で生活することとする。

※妻が働く場合は、年収×22年間を3322万円から差し引く

例）3322万円–（100万×22年）＝1122万円

選択肢4　確率が低いので、気にしない

30歳の夫が、子供の教育が終わるまでの22年間に死亡する確率は低い。

30～35歳に死亡する確率 0.055% 約2000人に１人

35～40歳に死亡する確率 0.068% 約1500人に１人

40～45歳に死亡する確率 0.099% 約1000人に１人

45～50歳に死亡する確率 0.152% 約650人に１人

50～55歳に死亡する確率 0.254% 約400人に１人

低い確率なので、あえて何もしないという選択肢もある。

〈人口千人当たりの死亡者数と平均余齢別〉

年齢	男性		女性	
	死亡者数	平均余命（年）	死亡者数	平均余命（年）
0歳	1.91	81.09	1.79	87.26
5	0.08	0.08	0.08	0.08
10	0.07	71.33	0.04	77.50
15	0.17	66.37	0.10	72.52
20	0.42	61.45	0.18	67.57
25	0.50	56.59	0.22	62.63
30	0.55	51.73	0.28	57.70
35	0.68	46.88	0.40	52.79
40	0.99	42.05	0.58	47.90
45	1.52	37.28	0.92	43.06
50	2.54	32.61	1.45	38.29
55	4.10	28.08	2.08	33.59
60	6.46	23.72	2.94	28.97
65	10.72	19.57	4.45	24.43
70	17.13	15.73	7.05	20.03
75	26.90	12.18	11.65	15.79
80	46.81	8.95	22.84	11.84
85	86.06	6.26	46.84	8.39
90	151.51	4.25	94.52	5.61
95	248.39	2.81	185.15	3.59
100	387.43	1.80	302.68	2.37
105～	1000.00	1.13	1000.00	1.61

参照）厚生労働省　簡易生命表　https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life17/dl/life17-15.pdf

選択肢5 保険で補う

上記の4つの選択肢の中から、選んだり組み合わせて対応する。

それでも不足がある場合に、保険を活用して必要がある。

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

■ **終身保険、定期保険、収入保障保険**

→必要金額を算出して、それを補える保険を選ぶ。

■ **団体信用生命保険**

→必要金額を算出して、それを補える住宅ローンを組む。

2.入院や手術に対する補償　自分が働けなくたっときに必要な金額は？

例）３人家族。生活費３０万円で、夫が胃がんの手術で入院して収入がストップする。

家族構成　夫　30歳（会社員　年収500万円）、妻30歳（専業主婦　収入０円）、子供（0歳）

平均入院期間は、約27日なので1ヶ月で計算。

■ **1ヶ月間の収入　27万円**

会社からの収入 ０円

傷病手当金　500万円÷12か月＝41万円×3分の2＝27万円（月収の約3分の2 ）

■ **支出　19万円**

胃がん時にかかる入院・入院外費用

ガンの種類	入院・入院外費用	
	医療費総額	自己負担額
胃ガン	¥643,765	¥193,129
大腸ガン	¥636,557	¥190,967
直腸ガン	¥787,923	¥236,377
肝ガン	¥627,624	¥188,287
肺ガン、気管ガン	¥703,280	¥210,984
乳ガン	¥605,588	¥181,676
子宮ガン	¥624,498	¥187,349
悪性リンパ腫	¥975,624	¥292,687
白血病	¥1,556,488	¥466,946
その他の悪性新生物	¥672,852	¥201,855

■ **必要補償額22万円**

傷病手当金27万円−自己負担医療費19＋30万円＝−22万円

→傷病手当金でまかなえるので、特に問題ない。また、高額療養費制度の利用によってはさらに減額になる場合もある。

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

→考え方年収や確率を考慮する。

選択肢1 資産で補う

→傷病手当金、高額療養費制度の利用すれば基本的には数万円～数十万円の資産があれば十分に対処できる。

選択肢2 確率が低いので気にしない

■ ガンになる確率

30歳男性が30年以内にガンになる確率は2%

参照）厚生労働省「全国がん罹患数　2016年速報」

〈年齢別・男性〉　ガン罹患率									
現在の年齢	10年後	20年後	30年後	40年後	50年後	60年後	70年後	80年後	生涯
0歳	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.5%	2%	6%	15%	25%
10歳	0.0%	0.1%	0.2%	0.5%	2%	6%	15%		25%
20歳	0.0%	0.1%	0.5%	2%	6%	15%			25%
30歳	0.1%	0.4%	2%	6%	15%				25%
40歳	0.3%	2%	6%	15%					25%
50歳	1%	6%	15%						25%
60歳	5%	14%							25%
70歳	10%								22%
80歳									16%

〈年齢別・女性〉　ガン罹患率									
現在の年齢	10年後	20年後	30年後	40年後	50年後	60年後	70年後	80年後	生涯
0歳	0.1%	0.2%	0.6%	2%	5%	11%	18%	29%	47%
10歳	0.1%	0.5%	2%	5%	11%	18%	29%		47%
20歳	0.3%	2%	5%	10%	18%	29%			47%
30歳	1%	5%	10%	18%	29%				47%
40歳	3%	9%	17%	28%					46%
50歳	6%	14%	25%						44%
60歳	9%	21%							41%
70歳	14%								36%
80歳									28%

入院する確率

	1年間で入院する確率(男性)	10万人あたりの入院数(男性)	1年間で入院する確率(女性)	10万人あたりの入院数(女性)
20～24歳	0.17%	165	0.15%	147
25～29歳	0.24%	241	0.18%	178
30～34歳	0.30%	296	0.22%	216
35～39歳	0.30%	304	0.27%	266
40～44歳	0.33%	330	0.35%	351
45～49歳	0.43%	427	0.48%	480
50～54歳	0.59%	591	0.69%	688
55～59歳	0.77%	772	0.92%	921
60～64歳	1.06%	1064	1.28%	1282
65～69歳	1.35%	1350	1.62%	1618
70～74歳	1.82%	1820	2.11%	2110
75～79歳	2.64%	2635	2.91%	2913
80～84歳	3.88%	3879	4.06%	4063

参照）厚生労働省「患者調査」（平成26年）より

選択肢3 保険で補う

自分の年収や、会社員なのか自営業なのか、などを総合的に判断し、必要な金額を補える保険を選ぶ

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

3.先進医療が必要な病気になって治療費がかかる

通常の保険適応の病気の場合は、傷病手当金と高額療養費制度の利用で対応できる場合がほとんどである。ただ、自由診療の先進医療が必要とする場合の病気にかかった場合はどのように考えるか？

先進医療でかかるお金

年間実施件数の多い先進医療（A）とその平均技術料（平成27年7月1日～平成28年6月30日）

順位	技術名	1件あたりの先進医療費用	年間実施件数	実施医療機関数（複数）	平均入院日数
1	多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	55万4,707円	11,478	459	1.2
2	前眼部三次元画像解析	3,662円	6,739	86	0.4
3	陽子線治療	276万22円	2,016	9	8.8
4	重粒子線治療	309万3,057円	1,787	5	9.8
5	歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法	6万4,629円	277	18	－
6	ＥＢウイルス感染症迅速診断（リアルタイムＰＣＲ法）	1万5,761円	234	6	44.6
7	高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術	30万1,000円	145	1	11.1
8	腹腔鏡下広汎子宮全摘術	74万8,666円	136	20	13.3
9	抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査	3万7,722円	118	12	54.6
10	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術	26万6,643円	106	5	6.5

参照）医療保険の教科書　http://hokensc.jp/iryou/senshin.html

先進医療にかかる確率

確率は極めて低い。たとえば、3位の陽子線治療は年間2,000件で多いように見えるが、現在、治療中のがん患者が約150万人であることを考えると、約0.1％。

また、陽子線治療や重粒子線治療など高額で比較的メジャーな治療は、近い将来保険診療になる可能性もある。

選択肢　保険に加入するのならば、オプションでつける

先進医療にかかる確率は極めて低い。しかし、特約として保険がほとんどで掛け金も数百円と低い。どうせ、医療保険に入るのであれば、オプションとしてつけておいてもいい。

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

4.老後に必要な資金を用意する

ワーク　老後に必要なお金を計算しよう

老後資金シミュレーション　https://www.jabank.org/money/rougo.html

※物価上昇を予測して、10年後には1.2、20年後には1.5、30年後には2.0を毎月の生活費にかけてください。

ケース別の対応ポイント

今回のケースはあくまで

３人家族。生活費３０万円。

家族構成　夫　30歳（会社員　年収500万円）、妻30歳（専業主婦　収入０円）、子供（0歳）

こちらで考えている。しかし、実際は人によってかなり状況が変わる。ですので、自分自身のケースに当てはまる場合のポイントを紹介する。

会社員or自営業

まず、自営業者の場合、

・傷病手当金

・老齢厚生年金

・遺族年金

この3つが支給されないことは、頭に入れておく必要がある。

そのため、自営業者の場合は必要な保障金額は会社員に比べて多くなるので、それは考慮する。

年収

・自身の年収によっても大きく変わる。

・年収が高ければ、傷病手当金、厚生年金の支給金額は増える。

・年収が低ければ、傷病手当金、厚生年金の支給金額は減る。

・自身の年収の場合の、遺族年金や厚生年金などは計算しておく。

子供の数と子供の年齢

・子供の数が増えれば、当然、毎月の生活費は増える。

・子供が成人して入れば、毎月の生活費は減る。

・子供の年齢や人数によっても遺族年金の支給金額は変わる。

・子供がいない場合、遺族基礎年金は受け取れない

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.

自分の性別と年齢

・男性の場合は妻に先立たれても遺族年金が受け取れるのは55歳を超えてからの死亡のみでかつ60歳以降

今日のまとめ

■ ゴール

保険と年金を理解して、自分が必要な保険の選び方を知る。

無駄なお金を使わない。もらえるお金はしっかりともらう。

リスクを理解した上で対処法の選択肢を複数持つ。

■ 黒田の考え方

・保険は基本的には団信でカバー

・終身保険には入らない

・保険にお金をかけるのではなく、資産運用にお金をかける

・年金には頼らない仕組みを作る

ベーシックコースまとめ

・お金のコントロール

→消費、浪費、投資をコントロールすることでお金が増えるようになる

・税金

→税金の知識を知ることで、無駄な税金の支払いがなくなる。

・個人事業

→副業によって収入を得ることで、会社に依存しない仕組みを作る。

・保険、年金

→リスクを正しく理解し、最適な対応を選べるようになる。

総合的に、お金の知識を身につけることでお金を残せるような仕組みを作る！

ワーク　ベーシックコースで学んだことを生かして、どれくらいお金が残せそうですか？

© Copyright 2019 LLC.EN. All rights reserved.